

# 医薬品等行政評価・監視委員会の委員候補の要件(案)

資料3-1

	最終提言での記載	「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に関して優れた識見を有する者」(薬機法第76条の3の9第1項)								
		副作用の評価等の安全性の評価	適正使用の情報提供、注意喚起	法律学(行政法等)	マネジメント・ガバナンス	医薬品等の製造技術	医薬品製造時の品質マネジメント	薬剤疫学	広告規制・消費者問題	倫理(薬害、企業の薬機法遵守)
1	薬害被害者		△						○	◎
2										
3	市民(医薬品ユーザー)		△						◎	△
4	医師		△		◎					△
5	医薬品評価専門家	◎	○						△	△
6	薬剤師	△	◎						○	○
7	法律家			◎	△					○
	倫理専門家									
8	医薬品製造技術専門家					◎	◎			△
	マネジメントシステム専門家									
9	薬剤疫学専門家							◎		△